

# 農業委員会 だより



No. 33



撮影場所：正竹 文雄様 所有アーモンド農園（北方地区）

安心できる農地の貸し借り農地バンクにおまかせください ……	2～3頁
アーモンド生産組合が設立されました ……	4頁
令和4年度湧水町農作業標準賃金が決定されました ……	5頁
農地転用する場合は農地法の手続きを！ ……	6頁
全国農業新聞の購読について ……	7頁
令和4年度各種申請書等締切日 ……	8頁
編集後記 ……	8頁

編集発行  
**湧水町農業委員会**  
令和4年3月31日  
TEL0995-74-3111  
FAX0995-74-4249

# 安心でききる農地の貸し借り 農地バンクにおまかせください 活用しましょう。農地バンク

本町では、平成27年度から農地中間管理機構を通して担い手への農地集積・集約化を図るため「農地中間管理事業」を積極的に推進しています。

これまでの6年間の農地中間管理事業での貸し借り面積は、約300ヘクタールを超え全体の耕地面積の約18パーセントを占める状況となっています。

しかしながら、相続が未登記、耕作条件が不良な農地、担い手の高齢化等で農地の集積が進んでいない地域もあり、土地改良区、水利組合、水士里保全会、農業委員、農地利用最適化推進員等と連携を図りながら推進を行っている

ところです。

このような中、長谷地区では平成28年度から長谷、桜ヶ丘、外堀、楠原、牧野原、十三塚等の地域で取り組んで100ヘクタールを超える面積の農地集積・集約化が図られています。

今後も地域及び関係機関と連携しながら、農地集積を進めていきます。



湧水町内の農地中間管理事業集積状況

	面積 (ha)	筆数	備 考
栗野地域	234	1,423	田：114ha 畑：119ha その他 1ha
吉松地域	67	402	田：66ha 畑：1ha
合計	301	1,825	



長谷地区（外堀・楠原・牧野原）総会状況

## これまで取り組んだ地域集積の方からの意見

### 地域からの意見

○地域の農地を守る必要性は認識していたが、地域がまとまらずに個々の農家が維持していました。地域農業者の高齢化・減少が進む中、地域における農地中間管理事業等での話し合い活動を通じて担い手の育成や農地の集積による効率的な利用を促進することが重要であることを認識した。

○後継者がおらず、地域の将来に渡って営農を継続する予定の無い耕作者が多かった。

○地域内の農業者の高齢化や担い手不足が深刻化し、水田・畑等の農地の維持管理が困難な状況であり、農地集積を図り効率的な農業経営を行う必要があった。

### 貸し手側の意見

○元気なうちは自分で耕作し、いざとなったら地域の担い手に任せる。

○高齢化で後継者がいないので誰かに貸して管理してもらいたい。

○借受する農地は、公的な機関である機構が直接借りるし、機構が責任を

持つて賃料は支払うことで安心です。

○未相続関係で農地中間管理事業を活用できない農地もあった。

○農地中間管理機構を通じて利用権設定する場合は、相続人を特定し、その相続人の過半の同意をとる必要があるため、かなり困難である。

○農地中間管理事業で利用権を設定していない農地についても機構事業により集積を進めたい。

### 借り手側の意見

○農家の減少により農業の持続が懸念されている中、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手の確保・育成と農地中間管理事業を通じた農地の集積・集約化の一体的な取組、そのために農地の基盤整備が必要である。

○契約や賃料の支払は農地中間管理機構を通じて行われ、手間が省けます。

○今後のことを考え、農地集積補助金などを使って、出来るだけ良い環境を作って次の世代に渡せたらと考えています。

# 湧水町アーモンド生産組合が設立されました！

アーモンドの生産の拡大や6次産業化の推進を図り、組合員の栽培技術と所得の向上を目的に、町内でアーモンドを栽培されている方々で賛同いただいた23名で、令和4年1月15日に設立されました。

今年度は6次産業化と栽培技術の向上の取り組みとして、アーモンドを使った洋菓子作成講習会と有機JAS説明会を実施しました。来年度は収穫した果実に付加価値を付けるための有機栽培講習会や先進地研修、6次産業化に向けた販売ルートの確保に向けた取り組みなどを行う予定です。

## ■ 湧水町のアーモンド栽培について

湧水町のアーモンド栽培は平成28年から始まり、栗野岳中腹の「アーモンドの丘」のほか、町内で約5ヘクタール、2100本が植栽されています。

## ■ アーモンドの特徴

アーモンドはバラ科モモ属の落葉高木でモモの仲間です。開花は3月中旬から4月上旬にかけて、サクラとよく似た桜色・桃色の花びらの端に、小さな切り込みの入った花を咲かせます。そして結実した果実は7月下旬から8月中旬に収穫期を迎えます。果実は自然に落花することはないので、収穫の際は樹を揺さぶり落果させて拾い集めます。

## ■ 収穫から利用まで

収穫後に果実の果肉と種子に分離して、洗浄・乾燥させます。アーモンドの利用する部分は種子であり、種子の堅い殻を取り除いた仁(じん)を利用

します。利用方法としては、炒る・揚げるなどして食べる、スライス・粉末にしたものを洋菓子の材料にする、油を搾る等があります。

## ■ 栽培について

アーモンドは乾燥に強く、過湿には弱いので、地下水位が低く、通気性の良い肥沃な場所です。苗木の植付は2月中旬から3月上旬の春植えになります。

病害虫は春から秋にかけて、虫害ではアブラムシ類・コガネムシ類・シンクイムシ類、病害では縮葉病・せん孔細菌病などが発生するので適時に防除します。

土壌の管理では草生管理を行い、土壌流亡を防ぎます。草丈が30cmを超えるあたりで下草刈りを行います。11月下旬には堆肥・苦土石灰の施用・深耕を行います。

剪定は、葉が完全に落ちた12月から2月下旬で行います。枝が込み合わないよう間引き剪定と枝先の切り返し剪定を行います。

山林に近い場所ではシカの食害がありますので、防獣ネットを張るなどの対策が必要になります。

## ■ 湧水町アーモンド振興事業補助金

アーモンドの生産地拡大に向けて、苗木の購入経費に対して補助金を交付します。詳細につきましては湧水町役場産業振興課へお問い合わせください。

対象面積	10a以上
交付本数	1a当たり2本から4本
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2分の1以内(100円未満の端数は切り捨て)</li> <li>・町内の事業所から購入した苗木の費用</li> <li>・苗木1本あたり限度額500円、年度内1世帯あたり10万円以内</li> </ul>

## 令和4年度湧水町農作業標準作業料金が決定しました。

農作業標準賃金

6,568円(821円×8時間)～/1日

農 作 業 名		摘 要	農作業料金(円)	備 考	
水田耕起のみ 10 a		初 田	5,100		
		飼 料 後 地	6,200		
普通畑耕のみ 10 a		普 通 畑	5,100		
		飼 料 畑	6,200		
水田代かきのみ 10 a		普 通 田	8,200		
2回耕起+代かき 10 a		普 通 田	18,400		
田 植 え	手植え	1 時 間	1,100		
	機械植え 10 a	植え付けのみ	6,200		
		側 条 施 肥	7,200		
稲 刈 り	バインダー 10 a		7,200		
	コンバイン 10 a	圃場 1 枚あたり 10a 未満	17,400		
		圃場 1 枚あたり 10a ～ 30a 未満	15,300		
		圃場 1 枚あたり 30a 以上	14,300		
※倒伏・湿田の場合、その割合により双方協議の上、加算金を決定すること。					
畔ぬり		1m あ た り	60		
農薬散布 10a	水 和 剤		3,100	農薬別途	
	粒 粉 剤		2,100	農薬別途	
	粉剤(秋ウカ)		4,100	農薬別途	
肥料散布 10a	基 本 額		1,600		
	肥料 1 俵あたり		160円加算		
乾 燥 調 整	牧草 刈り取りのみ 10 a		4,600		
	反転 (1回当たり) 10 a		2,100	2回目以降は 1,100円	
	集草 10 a		2,100		
	梱包	ヘイベラー (個)		140～160	
		中型ロール(直径 100cm)		1,600	ラッピング 1,600円増し 運搬料 600円/個
		大型ロール(直径 120cm)		2,600	ラッピング 2,700円増し 運搬料 1,100円/個
※上記の規格に無い場合、ロールの体積等を考慮し双方協議の上、決定すること。					
水稻粉運搬 (10a 当たり ほ場から集荷場)			2,100		
暗渠排水 (サブソイラー) 10 a			3,100		
溝掘り (リターンデッチャー)			210		
飼料鎮圧 (K型ローラー) 10 a			3,600		
大豆播種作業 10 a			5,100	播種と同時鎮圧	
ソバ収穫作業 10 a			7,000		
大豆収穫作業 10 a			5,700		
※自己保全 (管理のための耕うん) 10 a			5,100	1回につき	
※ 農作業標準料金及び運搬料については、 <u>消費税込みの金額</u> です。					
※ 実料金は圃場、運搬先等の距離、面積の大小 (特に大豆・ソバ)、稲・農作物の倒伏状況等作業内容や諸条件を勘案し、受委託双方の話し合いで決めて下さい。					
※ <u>上記の料金は、10 aあたりを目安にしておりますので、実面積に換算した金額となりますので双方で協議してください。</u>					
※ ドローンでの農薬散布料金は受委託双方の話し合いで決めて下さい。					

# 農地を転用する場合には、 農地法による手続きを！

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「違反転用」が後を絶ちません。

農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。



## 農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、導水路、山林等農地以外の用地に転換することです。なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

## 農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

## 制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	都道府県知事	国、都道府県が転用する場合や市町村が土地収用法対象事業のために転用する場合等（学校、社会福祉施設、病院、庁舎または宿舍のための転用を除く）
5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）		

農家の思いを伝え  
農業・農村の「未来」を  
ともに考えます。

全国農業新聞は  
地域農業者の代表機関である  
農業委員会のネットワークが  
発行する週刊の農業総合専門紙です。

NATIONAL  
AGRICULTURAL  
NEWS

# 全国農業 新聞

週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円  
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へ  
お気軽に連絡ください。

■発行所  
全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区二番町9-8  
中央労働基準協会ビル2F  
☎03-6910-1130 FAX 03-3261-5132  
✉gyoumu@nca.or.jp  
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

## 農業者の視点でお届けします

- 1 特徴のある週刊新聞 ……→ 解説に力点をおいたニュース報道と企画編集
- 2 時代に鋭く斬り込む ……→ 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- 3 経営に役立つ ……→ 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- 4 喜びや悩みを共感できる ……→ 読者の心に訴え、ともに考える
- 5 読みやすく親しみやすい ……→ 老若男女が楽しく読める

## 農業者年金に加入しませんか

### ★農業従事者なら誰でも加入できます。

国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事されている20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。ただし令和4年5月からは、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます。自ら積み立てた保険料と運用益によって将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型年金です。

### ★保険料が自由に選択でき、全額社会保険料控除の対象となります。

国庫助成を受けない場合、保険料は月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、経済状況や老後設計などに応じて保険料を設定できます。なお、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入できます。

### ★有利な国からの保険料助成があります。

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある農業者に対し、保険料（月額2万円）の2割、3割又は5割の国庫助成（政策支援）があります。

※政策支援部分の年金を受給するには一定の要件が必要です。

### ★積立型の80歳保証付き終身年金です。

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まります。年金は65歳受給開始を原則として終身受給できます。仮に、80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額が一時金として遺族に支払われます。

## 編集後記

令和2年度に農業委員・農地利用最適化推進委員が改正されてから1年9ヶ月が過ぎました。

コロナ禍の厳しい中で、農地利用最適化推進並びに農地中間管理事業の推進により担い手へ農地の集積を図ることができました。今後も事業の推進継続により耕作放棄地の解消や農地の有効活用に取り組んでいきたいと思えます。

また、これからも各地域の話し合い活動等にも積極的に参加し、地域に頼られる農業委員・推進委員・事務局となるよう、より一層努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

## 令和4年度各種申請書等締切日

月 日	月 日
4月 8日 (金)	10月 7日 (金)
5月10日 (火)	11月10日 (木)
6月10日 (金)	12月 9日 (金)
7月 8日 (金)	1月10日 (火)
8月10日 (水)	2月10日 (金)
9月 9日 (金)	3月10日 (金)

※農地法等に係る申請書や各種届出については締切日を設けて受付を行い、当月総会で審議します。締切期限は厳守とさせていただきます。ご理解をよろしくお願いいたします。